

令和3年9月19日

会員各位

(一社) 日本中古自動車販売協会連合会
日本中古自動車販売商工組合連合会
東京都中古自動車販売商工組合

触媒欠品・加工・規格外付替えの出品およびクレーム規定について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素はJUオークションに格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、オークションにご出品いただく一部の車両におきまして、触媒内部の貴金属の高騰により、申告無く触媒が取り外された車両や取り外した状態を隠蔽するためにパイプで溶接加工された状態での出品事例が発生しております。

JUグループではトラブル防止の観点から下記の対応を実施いたしますので、何卒ご理解、ご協力のほどよろしくお願ひ申し上げます。

敬具
記

- 触媒欠品・加工・規格外付替え車両の出品は、出品票の注意事項欄へそれらの状態を申告（記載）する必要があります。
- 出品店自ら上記行為を行った場合は、出品を受付できなかったり、触媒欠品等の状態を申告した上で現状車コーナー等に出品を限定させていただくことがあります。
- 触媒欠品等の状態が未申告、または適切な状態申告でなく成約後にクレーム申立があった場合は、中商連オートオークション統一ルール（別紙）に従いクレーム裁定します。
(例：「社外マフラー」の申告のみでは触媒欠品とみなされません)
- 評価点、落札価格、商談、年式、走行距離に関わらず全ての出品コーナーをクレーム対象とし、原則キャンセル裁定とします。
- 触媒内部の抜き取り、隠蔽目的のパイプ加工等、故意に事実を隠蔽していると主催商組が判断した場合は、規定のクレーム受付期間以降でもクレーム申立を認めるものとし、クレーム裁定とは別に参加停止等の制裁を課すことがあります。

以上

中商連オートオークション統一ルール(クレーム・ペナルティーに関する統一ルール) 改正新旧対照表

改正後(2021.10.11~)	改正前(~2021.10.10)
<p>別表III 具体的クレーム事項の受付期間と裁定</p> <p>55. 触媒の欠品・加工・規格外付替え</p> <p>評価点付・・・当日含む 5 日</p> <p>R 点・・・当日含む 5 日</p> <p>低価格車・・・当日含む 5 日</p> <p>商談・・・当日含む 5 日</p> <p>10 年・10 万 km 超・・・当日含む 5 日</p> <p>(クレーム裁定欄)</p> <ul style="list-style-type: none"> 触媒欠品・加工・規格外付替え車両の出品は、出品票の注意事項欄へそれらの状態を申告(記載)する必要がある。 社外マフラー装着の申告のみでは触媒欠品とみなさない。 クレーム裁定は原則キャンセルとする。 触媒内部の抜き取り、隠蔽目的のパイプ加工等、故意に事実を隠蔽していると主催商組が判断した場合、規定のクレーム受付期間以降でもクレーム申立を認めるものとし、クレーム裁定とは別に参加停止等の制裁を課すことがある。 	(新設)
<p>改正記録</p> <p>令和3年9月14日改正、令和3年10月11日実施</p>	